

相談窓口と給付金申請のご案内

悲しみや辛いお気持ちなど、心の痛みが和らぐまでに必要な時間は人それぞれです。
誰にも話すことができず、抱え込まれていませんか？
町では、流産や死産を経験された方へ相談窓口や給付金申請のご案内しています。
辛いお気持ちを一人で抱え込まないよう少しでもお手伝いできればと思います。

相談窓口

町の相談窓口（町保健師がお話しを伺います。）

八郎潟町役場健康福祉課 母子保健担当

☎ 018-875-2800（平日9時～17時）

✉ kosodate-hacchii@town.hachirogata.lg.jp

県の相談窓口（委託先：NPO法人ここはぐ）

秋田県女性健康支援センター

☎ 080-8607-2128（平日15時～18時）

✉ ninshinsos.akita@gmail.com

県の不育・不妊の相談窓口

秋田県こころとからだの相談室

電話相談：☎ 018-884-6234（月・金曜日13時～14時）

面接相談：面接相談日は第1・第3水曜日（14時～16時）

要予約☎018-884-6666（平日9時～17時）

給付金申請

令和7年4月1日以降、流産・死産・人工妊娠中絶等を経験した方は妊婦支援給付金の対象となります。
必要書類をご提出のうえ、健康福祉課（母子保健担当）窓口または郵送にて申請ください。

【必要書類】

- ・妊婦給付認定申請書
- ・胎児の数の届出書
- ・胎児心拍、胎児数の確認ができるもの（診断書（任意様式）又は母子手帳等）
※死産届を八郎潟町に提出している場合は不要
- ・個人番号が記載されているもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- ・身分確認書類（マイナンバーカードがない場合は運転免許証、パスポート等）
- ・給付金の受取口座を確認できる書類（受取口座は妊婦本人名義に限ります。）

【申請期限】

医療機関において流産・死産を確認した日から2年以内